

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都中野区江原町一丁目25番11号

氏名 株式会社小川商会  
代表取締役 佐々木 和幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 元年 9月17日

許可の有効年月日 令和 6年 9月16日

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

処分（中間処理）

## (2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

ア 圧縮 : 金属くず（空缶に限る。）（以上1種類）

イ 破碎 : 廃プラスチック類（廃硬質プラスチック、廃OA機器、廃梱包材、建築廃材を除く。）、金属くず（廃什器類、配管等の切削くず、建築廃材、廃設備機器を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード、レンガくず、建築廃材を除く。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上3種類）

## 2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都中野区江原町一丁目25番11号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮	金属くず（空缶に限る。）	4. 21 (t/日)		平成21年8月25日		
	廃プラスチック類	3. 54 (t/日)				
破碎	金属くず	3. 76 (t/日)	3. 54 (t/日)	平成12年5月1日		
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	3. 32 (t/日)				
破碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管に限る。）	8. 640 (本/日)		令和2年8月6日		

## 3 許可の条件

- 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成11年 9月17日 新規許可  
令和 元年 9月17日 更新許可 第4回  
令和 2年 9月 3日 変更届 廃蛍光管破碎機（1台）の増設

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無（以下余白）

